

## 在宅難病患者一時入院等事業委託契約書

在宅難病患者一時入院等事業による在宅人工呼吸器使用患者（以下「対象患者」という。）に対する看護人派遣について、千葉県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次のとおり契約する。

第1条 乙は、本契約の定めるところにより、患者の安定した療養生活の確保とその介護者の福祉の向上を図ることを目的とした在宅レスパイトの看護人派遣を行うものとし、内容は在宅難病患者一時入院等事業実施要綱（以下「要綱」とする。）に定める。

第2条 乙は、本契約による在宅レスパイトに対して看護人を派遣したときは、実施月の翌月10日までに在宅レスパイトの実施状況を要綱に定める書類を甲に提出するものとする。

第3条 乙は、本契約による在宅レスパイトに対して看護人を派遣したときは、実施月の翌月10日までに実施した在宅レスパイトの看護人派遣に係る費用を、要綱に定める書類にて甲に請求するものとする。

第4条 本契約により乙が実施する在宅レスパイトの看護人派遣に係る費用は、要綱に定める額とする。

第5条 甲は、前条による請求を受けたときは、できるだけ速やかにその費用を支払うものとする。

第6条 委託業務の処理により発生した損害（第三者に及ぼした損害も含む。）の必要経費は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰する理由により損害を生じたときの必要経費は、甲が負担するものとし、その額は甲と乙とが協議して決めるものとする。

第7条 本契約に定めのない事項及び実施上の疑義が生じた事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

第8条 甲は、必要があると認めるときは、乙の在宅レスパイトに関する書類を閲覧し、説明を求め、又は報告を徴することができるものとする。

第9条 甲は、乙がこの契約に違反したときは、この契約の全部若しくは一部の効力を停止させ、又は契約を解除することができるものとする。

第10条 本契約の有効期間は、 年 月 日から 年3月31日までとする。

ただし、本契約の有効期間の1か月前までに甲または乙のいずれか一方より本契約の更新をしない旨の意思表示がないときは、有効期間の終了日の翌日から向こう1年間順次本契約を更新したものとみなすものとする。

本契約の確実を証するため本書二通を作成し、双方記名押印の上、各一通を所持するものとする。

年 月 日

甲 千葉市中央区市場町1番1号

千葉県

千葉県知事

印

乙

印